

# 研修用視聴覚教材の貸出について

当広域連合では、次のとおり研修用視聴覚教材を取り揃えております。各団体の研修で、是非御利用ください。

1 利用対象者：広域連合構成団体（埼玉県、埼玉県内市町村（一部事務組合を含む））

2 利用方法

ア 貸出期間

原則として14日以内

イ 貸出本数

① ビデオソフト 原則として1回につき5本以内

② 接遇研修用電話機セット 研修実施に必要な最小限の台数

ウ 申込

電話による申込

各教材を所有している場所に御連絡ください。

エ 貸出・返却方法

来所、郵送のいずれか

① 来所の場合

各教材を所有している自治人材開発センターにおいて貸出・返却を行います。

② 郵送希望の場合

貸出については、広域連合が郵送料を負担します。

返却については、利用者で郵送料の負担をお願いします。

オ 注意事項

① 個人での利用はできませんので、御注意ください。

② 返却日は厳守してください。

③ 他の団体への転貸はしないでください。

④ 教材・機材を破損又は紛失した場合は、利用者に対し、指定品の代納又は相当額の賠償を求めることがありますので、取扱いには十分注意してください。

3 お問い合わせ先

彩の国さいたま人づくり広域連合 事務局（人材開発部）

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2-24-1

TEL 048-664-6681